

平成 24 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

平成 24 年 度 事 業 計 画

I 事業運営の基本的考え方

1. 地方競馬をめぐる情勢

最近の地方競馬については、国内経済が引き続き低迷し、地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の懸命な経営努力にもかかわらず、他の公営競技と同様、主催者の売上げの減少が続き、経営の先行きが見通せない状況が深まっている中、平成23年度においては、東日本大震災による多大な被害を受けたにとどまらず、荒尾競馬組合が競馬事業から撤退するという事態も発生したところである。

このような中で、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）においては、地方共同法人としての歩みを着実に進め、主催者の厳しい経営状態の改善を図るため、地方競馬共同トータリゼータシステム（以下「共同T Z S」という。）の構築の推進、広報事業の充実、番組の体系化、国際交流競走に向けた環境整備などの地方競馬全体の活性化に取り組むとともに、ブロック的な視点からの開催日程の調整及びファンの購買意欲を高めるための番組の調整などに積極的に取り組んできたところである。

2. 平成24年度の目指すべき方向

現在、地方競馬が直面している厳しい状況を認識しつつも、共同T Z Sの運用が開始され、複数場の場間場外発売が促進される環境が整うとともに、J R Aと連携した発売体制が構築されることになる等明るい材料もあることから、現在の難局を乗り越えるため、すべての地方競馬関係者の英知を結集し、これまで進めてきた地方競馬活性化の取組を停滞させることなく、さらなる活性化に向けた一層の積極的な取組を推進することとする。

このため協会は、主催者の競馬事業の改善・安定化を目指した平成23年度からの2ヶ年にわたる事業である緊急対策事業の実施、競馬開催日程や番組編成の調整など地方競馬全体の活性化の推進、地方競馬と中央競馬の相互発売システムの構築及び広報事業の拡充を図るとともに、公正競馬の着実な実施と競馬開催の円滑かつ効率的に行う体制の整備、馬の改良増殖や畜産の振興及び競走馬生産振興に資する支援を継続して実施する。

II 事業計画

競馬事業に関する重点的取組

1. 共同T Z S等に係るインフラ整備等事業

地方競馬の活性化を相当程度進めるため、全主催者が大規模なインフラ等の整備（補助率4/5）として行う共同T Z Sの整備を引き続き推進・支援する。（平成24年度までに新システムへ移行。）

また、平成23年度に引続き共同T Z S等の関連するインフラ附帯整備事業として、以下の事業を実施する。

- （1）共同T Z S等に係る機器類整備への補助
- （2）共同T Z S構築による主催者が移行を完了するまでの間の場間場外発売に係るN R S利用経費相当額等の補助

- (3) 共同T Z S整備により可能となった複数場併売等のため必要となる統合NWの整備
- (4) 共同T Z Sセンタの運用に係る経費について補助
併せて、中央競馬との相互発売のためのシステムを整備する。

2. J R A在宅投票システムでの発売に向けた施設整備事業及び広報事業

地方競馬の勝馬投票券をJ R A在宅投票システム（以下「I P A T」という。）で発売することにもない、以下の事業を実施する。

- (1) 情報発信の拡充を図るため、協会ホームページを新たに携帯・スマートフォンでの閲覧を可能にするための整備
- (2) ファンへの情報提供のための映像配信システム等の改修及びW E Bサーバの増強
- (3) I P A Tの発売対象となる地方競馬競走のグリーンチャンネル等での配信
- (4) I P A Tの発売対象となる地方競馬競走のスポーツ紙への馬柱掲載（J R A共同広報）
- (5) 活字媒体を通じた情報提供の拡充
- (6) 新規ファンの地方競馬への誘導促進のためのT V C F放映

3. 公正化推進対策事業

各主催者が、競馬の公正かつ安全な実施に裏打ちされた魅力的なレースを実施するため、施設面、国際ルールへの対応等の観点から、緊急な対応が必要と認められる馬場・下見所、検量施設等の競走関連施設整備等に要する経費を助成する。

4. 新馬流通促進対策事業

優良な競走馬の流通を促進するため、地方競馬主催者が行う2歳馬競走に付加賞金（副賞）を助成する。（平成23～24年度）

着実に進める取組

競馬事業に関する重点的取組のほか、従来から取り組んできた競馬活性化事業を始めとする振興策、競馬公正対策事業、畜産振興事業等については、以下の事業を実施する。

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 全国的・ブロック的な視点での地方競馬の開催日程等に関する調整・助言
地方競馬活性化会議及び運営委員会を通じ、主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して必要な調整又は助言を行う。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行う。
併せて、ブロック化を通じた開催日程の調整に関する効果等についての調査、研究を推進する。
- (2) 主催者等の活性化事業への支援
主催者が認定競馬活性化事業に基づいて行う取組を支援する。
- (3) 主催者間の交流競走の促進

馬資源の共有化を通じた番組の充実に有効である交流競走をさらに促進するための事業について補助する。

(4) 主催者の経営改善の推進

主催者の経営改善に資するため、競馬実施事務の受託など新たな業務や活性化に向けた取組を補完する方策を推進するための調査・啓発事業を行う。

(5) 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備に関する事業を行う。

(6) 広域及びブロック内の場間場外発売の推進、インターネット投票の拡充を図るため、情報提供の充実に努める。

2. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

(1) I P A T 発売開始以前の D G 競走について、当協会の独自財源により、スポーツ新聞紙上において情報提供する。

(2) 地方競馬の月別開催日程、各地における主要な競走及びイベント等の告知情報を活字媒体等により定期的に提供するとともに、今後とも売上の向上が見込まれる在宅投票（インターネット投票）の会員の増加を図るための情報提供を充実し、地方競馬の認知向上に努める。

また、「近代競馬 150 周年」にかかる広報活動を JRA と連携を図りながら実施する。

(3) ダートグレード競走の展望、レースハイライト、各種連載及び特集コーナーを盛り込んだ「WEBハロン」を中心に、各コンテンツのさらなる充実に努め、利用促進に努める。

(4) 統合NW及び地方競馬映像マルチプラットフォームシステムを活用し、全地方競馬場のレースライブ映像、オンデマンド映像及び地方競馬情報番組（「クリック！地方ケイバ」）を協会ホームページ上で発信するとともに、地方競馬で行われるダートグレード競走等をグリーンチャンネル等で放送する。

(5) 地方競馬全体で行われているシリーズ競走（ダービーウィーク、未来優駿など）等についてファンへ認知させるための情報提供を充実する。

(6) 地方競馬情報処理システム（R I N C S II）及び広報システムを活用し、各競馬場の出走表、オッズ及びレース結果等のリアルタイム情報を協会ホームページに反映するとともに、マスコミへ提供する。

(7) 地方競馬の話題及び各競馬場における出来事を積極的にニュースリリースする。

- (8) 年間の成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の全国表彰式典（NAR グランプリ）を実施する。

3. 番組編成の体系化・統一化の推進

(1) ダート競走の体系化

① ダートグレード競走体系の充実

JBC 競走を頂点とするダートグレード競走体系の充実を図るための各種検討・協議を行うとともに、JBC 競走に対する支援を行う。

② 牝馬体系の拡充

地方競馬への牝馬の入厩促進を図るため、牝馬限定戦の拡充を図るとともに、各年齢区分において牝馬重賞競走シリーズを実施する。

③ ダービーウイークの実施

ジャパンダートダービーに向けた地方競馬の3歳重賞体系を整備するため、ダービーウイークを設定し、全国6か所の地方競馬場で実施する。

④ 未来優駿の実施

全日本2歳優駿に向けた地方競馬の2歳重賞体系を整備するため、未来優駿を設定し、全国7か所の地方競馬場で実施する。

(2) 地方競馬らしさを強調した競走の実施

① スーパージョッキーズトライアルの実施

JRAが実施するワールドスーパージョッキーズシリーズへの地方競馬代表騎手の選定を行うため、地方競馬トップジョッキーによる競走を実施する。

② スーパースプリントシリーズの実施

オープン級の超短距離競走を全国各地で実施し、異能の個性派スターホースの発掘を図る。

(3) 魅力ある競馬を提供するため、騎手の流動化を促進する。

(4) 番組に関する諸問題について調査及び検討を行う。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

- (1) 禁止薬物陽性馬の発生防止に向けた抑止力を高めるため、主催者が行う厩舎地区への監視カメラの設置に要する経費を助成する。

- (2) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し主催者に協力する。

- (3) 調教師及び騎手の養成並びにきゅう務員等の養成及び教育については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場において現地指導を実施する。

- (4) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (5) ダートグレード競走等地方競馬の発展に資すると認められる競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し理事長賞を授与する。
- (6) (公財)競馬保安協会が行う調査事業、(公財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業、(財)地方競馬共済会が行う共済事業、全国公営競馬獣医師協会が行う競馬団体獣医師の研修事業に対し助成する。
- (7) 主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。
- (8) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- (9) 地方競馬教養センターの施設の有効利用を図る。
- (10) 馬主確保対策を推進する。

5. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助する。
 - ① 馬(軽種馬を除く。)の登録の推進、優良種雄馬及び農用種雌馬の導入、生産奨励金交付等の馬の改良増殖推進事業
 - ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
 - ③ 馬全般の生産・衛生及び防疫等の調査・研究・指導等の畜産経営合理化事業
 - ④ 馬事・畜産に係る知識及び食育を消費者に普及させるための啓発事業
- (2) 事業の一層の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、事後評価等の審議を行う。

6. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬施行の円滑な推進に資するため、競走馬の生産地における次の生産振興・流通対策等の事業について、その経費を補助する。

- ① 軽種馬の登録、生産改良対策等の競走馬の改良増殖推進事業
- ② 軽種馬の生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への予防接種を行う防疫衛生対策事業
- ③ 生産の振興を図るための効果的な土地利用対策、優良繁殖馬の導入、軽種馬生産・経営指導者等の養成、軽種馬の海外販路拡大のための流通促進対策等の経営基盤強

7. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助（国庫補助事業）

馬の生産農家をはじめとする関係者が一体となって馬産地の活性化に向けて取り組む次の事業について、その経費を補助する。

- ① 馬の生産者等が生産方法の改善のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬生産高度化事業
- ② 馬の生産者等が他作物との経営の複合化又は他作物への転換のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する複合化又は他作物への転換のための経営指導、経営・生産技術研修を行う馬経営複合化事業
- ③ 馬生産者の経営継続のため、長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業
- ④ 馬の流通活性化を図るための計画の策定、市場流通を促進するための情報開示・資質向上の取組を行う馬流通活性化事業

8. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、国際競馬統括機関連盟総会等への出席、外国の競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介、各種資料・情報の提供等を行う。

9. 監査の実施

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、これらの事業に係る監査を実施する。なお、畜産振興補助事業にあつては、監査法人による業務監査を併せて実施する。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するための内部監査を監事監査と連携して実施するほか、事業運営の一層の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。